

○通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件

(昭和六十二年十一月十日)

(建設省告示第千九百一号)

改正 平成一二年 五月二六日建設省告示 第一三七九号

同 一六年 三月二二日国土交通省告示第 三三二号

同 一九年一二月二一日同 第一六六六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。

通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件

主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口(床下の部分にあるものを除く。)の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。
- イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第二号までに規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル
- ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第五号に規定する規格に適合するもの 三センチメートル
- ハ イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) 国土交通大臣が指定した数値
- 二 継手又は仕口にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- 三 継手又は仕口に鋼材の添え板を用いる場合においては、当該添え板が埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合又は当該継手又は仕口に生ずる応力が圧縮応力のみである場合においては、この限りでない。
- 四 継手又は仕口に鋼材で造られたピンジョイントを用いる場合においては、当該鋼材の厚さが九ミリメートル以上であること。

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則 （平成一二年五月二六日建設省告示第一三七九号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二一日国土交通省告示第一六六六号）

この告示は、平成十九年十二月二十四日から施行する。